

板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

(平成 23 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第1条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「運営法人」という。）が板橋区の区域内に設置する指定障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法第36条第1項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）等の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 この補助金の交付を受けることができる事業所は、運営法人が板橋区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所であって、障害者総合支援法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業のいずれか一つ又は複数を行う事業所（障害者支援施設を除く。）とする。ただし、障害者総合支援法第41条の2第1項の申請に係る第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービス及び東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領の定めるところに基づき区市町村が実施する補助事業を除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に該当する事業所の運営に要する経費とし、補助金の交付額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 基本補助額

次のア又はイに掲げる額に事業所の各月初日のサービス利用者現員（在籍者数）の数を乗じて得た額（現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額）とする。ただし、新規開設事業所については、開設から3年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、福祉サービス第三者評価を受審した場合に、アに該当するものとして取り扱う（開設年度の翌年度までは未受審であってもアに該当するものとする。初回の受審後はア及びイのとおりとする。）。
ア 3年（当該年度及び過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合 17,000円
イ 3年（当該年度及び過去2年）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合 8,000円

(2) メニュー選択式加算額

次のアからカまでに掲げるもののうち、3つ以上に該当するときに、72,000円に事業所の年度初日のサービス利用者現員（在籍者数）の数を乗じて得た額（現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額）とする。ただし、イに該当する場合、98,000円に前年度の医療的ケアを要する者の数を乗じて得た額を別途、算定する。

ア 事業所において、次に掲げるサービスの区分に応じ、前年度に次の利用者を30%以上受け入れていること。

(ア) 生活介護

障害支援区分4から6まで（4については行動関連項目10点以上）の利用者

(イ) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援

障害支援区分4から6まで（4については行動関連項目10点以上）の利用者、別表1に定める程度の障害を持つ利用者、又は、障害基礎年金1級を受給している利用者

イ 前年度に別表2に定める医療的ケアを要する利用者を1名以上受け入れていること。

ウ グループホームのバックアップを行う事業所として指定されていること。

エ 東京都障害福祉計画における就労移行実績就労移行実績の達成

直近4年間のいずれかで別表3に定める就労移行実績を達成していること。

ただし、これに該当しない場合であっても、就労継続支援B型については、直近3年間の年度において、別表4に定める目標工賃を達成しているものについては、同様に取り扱うものとする。

オ 入所施設、精神科病院からの地域移行者の受入れ

前年度に障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設から退所して1年以内の利用者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床から退院して1年以内の利用者を1名以上受け入れていること。

ただし、医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床から退院した利用者については、1年以上入院していた長期入院者とする。

カ 東京都が指定する研修の受講及び当該研修を踏まえた事業所内研修の実施

当年度及び当年度から起算して過去2か年度に別表5に定める研修を受講した事業所職員が1名以上おり、かつ、事業所内での研修が実施されていること。

ただし、研修を受講しない年度については、別表5に定める研修を踏まえた事業所内での研修を実施すること。

(3) 障がい者等雇用加算額

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの者を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて別表6に定める額。ただし、特定就職困難者雇用開発助成金等、他の公的補助の対象となる者は除く。

(ア) 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた者

(イ) 満65歳以上70歳未満の者

(ウ) 母子家庭の母又は寡婦

イ (イ)に定める職員の年齢について以下の経過措置を設ける。

(ア) 令和8年度：満61歳以上66歳未満

(イ) 令和9年度：満62歳以上67歳未満

(ウ) 令和10年度：満63歳以上68歳未満

(エ) 令和11年度：満64歳以上69歳未満

(4) 福祉サービス第三者評価の受審経費補助額

東京都の福祉サービス第三者評価の受審のために事業所が評価機関に対して支払った額とする。ただし60万円を上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、関係書類を添えて、別に指定する期日までに、板橋区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、通知するものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する事業所に対して、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金の不交付決定を行い、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、通知するものとする。

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定又はこれらの法律に基づく命令に違反したもの

(2) 板橋区又は東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(3) 板橋区と東京都による協議において決定されたもの

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(承認事項)

第7条 補助金の交付を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものは除く。）。

(2) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令及び遂行の一時停止命令)

第9条 区長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による書類及び施設の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者が、前項の命令に違反したときは補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けたときは、請求書（別記第4号様式）により、別に定める時期ごとに補助事業の執行状況に応じた補助金の額を請求することができる。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度

が終了したときは、すみやかに実績報告書（別記第5号様式）を、区長に提出しなければならない。第7条の規定により、中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

（補助金の確定）

第12条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

（是正のための措置）

第13条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（変更交付の申請及び決定等）

第13条の2 補助事業者は、第5条による補助金交付決定後に事業計画等の変更により交付申請額を変更する場合は、補助金変更交付申請書（別記第7号様式）に関係書類を添えて区長に申請することとする。

2 区長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付をすることが適当と認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、次に掲げる各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金を他の用途に使用したとき

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

（4）事業の実施内容に不備があると認められたとき。

（5）法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第15条 区長は、第6条又は前条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずる。

2 区長は、第12条の規定により補助事業者が交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第6号様式により、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第16条 区長は、第14条第1項の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で

計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- ２ 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者が、これを納期日までに納付しなかったときは、交付決定者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５％の割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第 17 条 補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで、順次さかのぼり、それぞれ受領の日において、受領したものとする。

- ２ 前条第 1 項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 19 条 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（帳簿等の整備保管）

第 20 条 補助事業者は、運営法人会計基準により必要な帳簿類のほか、施設ごとに次の帳簿等を整備しておかなければならない。

- （１）利用者の処遇に関する帳簿

利用者名簿、処遇（事業）日誌、利用者出席簿、工賃支給表等

- （２）管理・会計に関する帳簿

事業計画書、職員名簿、出勤簿、給与支給台帳、予算書及び決算書、現金出納簿、証票書類、備品関係台帳

- （３）その他必要な帳簿等

- ２ 補助事業者は、前項の規定により作成された関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

- １ この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ２ 平成 22 年度において、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない事業所における平成 23 年度から平成 25 年度までの間の第 3 条第 1 号の適用については、同号中「次のア又はイに掲げる場合に応じ、当該ア又はイに定める額」とあるのは、「17,000 円」とする。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 2 号アの適用については、平成 25 年度末日において、同号ア中「障害支援区分」とあるのは、「障害程度区分」と、「行動関連項目 10 点以上」とあるのは「行動関連項目 8 点以上」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、令和 5 年度のメニュー選択式加算の算定については、令和 4 年度にメニュー選択式加算を算定していること、令和 5 年度に第 3 条第 1 項各号のうち 2 つ以上に該当していること及び令和 6 年度に 3 つ以上に該当することを報告していることのいずれについても満たす場合は、36,000 円に事業所の年度初日のサービス利用者現員（在籍者数）の数を乗じて得た額を算定する。ただし、現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額を算定する。

また、医療的ケアを要する者を受け入れる場合については、別途、49,000 円に医療的ケアを要する者の数を乗じて得た額を算定する。

3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、就労継続支援 B 型事業所が次表に該当することを報告する場合は、第 3 条第 2 号エと同様に取り扱うものとする。

平均工賃（令和元年度実績）	令和 2 年度から令和 4 年度までのいずれかで達成すべき工賃額
16,154 円以上の事業所	14,777 円（令和 2 年度の平均工賃）以上かつ前年度から 1 割増
16,154 円未満の事業所	14,777 円（令和 2 年度の平均工賃）以上

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 3 条第 2 号ア関係）

障がい者の区分	障がいの程度
知的障害者	精神発育の遅滞の程度が最重度以上のもの
身体障害者	身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)の別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、1 級以上の障害のあるもの
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級のうち、1 級のもの

別表 2（第 3 条第 2 号イ関係）

医療的ケアの内容	
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔・気管内吸引）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）
9	皮下注射
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む）
12	導尿
13	排便管理
14	痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

別表 3（第 3 条第 2 号エ関係）

事業名	直近 3 年間のいずれかで達成すべき 一般就労へ移行する者の目標値	備考
生活介護	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上	令和 3 年度の移行実績がない場合、直近 3 年間のいずれかで 2 人以上の移行実績があれば、これを満たすものとする。
自立訓練	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上	
就労継続支援 A 型	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上	
就労継続支援 B 型	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上	
就労移行支援	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上	

別表 4（第 3 条第 2 号エ関係）

平均工賃（令和 4 年度実績）※	直近 1 年間で達成すべき工賃実績※
21,489 円以上の事業所	平均工賃以上かつ前年度から 1 割増
21,489 円未満の事業所	平均工賃以上

※新計算方式で算定するものとする。

別表5（第3条第2号カ関係）

東京都が指定する研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修「障害福祉サービス等人材育成・定着支援セミナー（研修動画配信）」
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（講義部分）】
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（演習部分）】
東京都障害者ピアサポート研修
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
医療的ケア児等受入促進研修
マッチングスキル等向上研修
医療機関連携スキル向上研修
定着支援研修
工賃アップセミナー 基礎編
工賃アップセミナー 応用編
経営維持向上セミナー

別表6（第3条第3号関係）

総雇用時間数	助成額（事業所当たり年額）
400時間～799時間	435,000円
800時間～1,199時間	726,000円
1,200時間～1,599時間	1,016,000円
1,600時間～1,999時間	1,306,000円
2,000時間～2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円

年 月 日

（宛先）板橋区長

主たる事務所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金の交付申請について

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（申請額の内訳）

基本補助	円
メニュー選択式加算	円
障がい者等雇用加算	円
第三者評価受審経費	円
合 計	円

（申請書類）

- 1 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金所要額調書
（別紙1）のとおり
- 2 基本補助算定内訳
（別紙2）のとおり
- 3 メニュー選択式加算選択メニュー一覧表
（別紙3）のとおり
- 4 障がい者等雇用加算雇用者名簿
（別紙4）のとおり
- 5 福祉サービス第三者評価の実施状況
（別紙5）のとおり
- 6 関係書類
（別紙6）のとおり
事業計画・月別予定表・利用者の状況・予算書抄本等

事業所名	
担当者	
電 話	
e-mail	

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

1 交付金額 金 円

(分割支払内訳) 第1四半期	円
第2四半期	円
第3四半期	円
第4四半期	円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、すみやかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金を、下記により交付を不決定とする。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

1 不交付決定の理由

請 求 書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金
(第 四半期分) として上記金額を請求いたします。

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

主たる事業所の所在地

法 人 名

代表者職・氏名

事業所名

電話番号

年 月 日

（宛先）板橋区長

主たる事務所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金の実績報告について

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金支払額調書
（別紙1）のとおり
- 2 基本補助算定内訳
（別紙2）のとおり
- 3 メニュー選択式加算選択メニュー一覧表
（別紙3）のとおり
- 4 障がい者等雇用加算雇用者名簿
（別紙4）のとおり
- 5 福祉サービス第三者評価の実施状況
（別紙5）のとおり
- 6 関係書類
（別紙6）のとおり
事業報告・利用者の状況・決算書抄本等

事業所名	
担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金については、下記のとおり確定する。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱第15条に基づき、
年 月 日までに返還するよう命じます。

(1) 補助金確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の内容
及びこれに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものである。

（宛先）板橋区長

主たる事務所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金の変更交付申請について

年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

変更後申請額 金 円

（申請額の内訳）

基本補助	円
メニュー選択式加算	円
障がい者等雇用加算	円
第三者評価受審経費	円
合 計	円

（申請書類）変更交付申請を行う該当書類の番号に○をすること。

- 1 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金所要額調書
（別紙1）のとおり
- 2 基本補助算定内訳
（別紙2）のとおり
- 3 メニュー選択式加算選択メニュー一覧表
（別紙3）のとおり
- 4 障がい者等雇用加算雇用者名簿
（別紙4）のとおり
- 5 福祉サービス等第三者評価の実施状況
（別紙5）のとおり
- 6 関係書類
（別紙6）のとおり
事業計画・月別予定表・利用者の状況・予算書抄本等

事業所名	
担当者	
電 話	
e-mail	

主たる事業所の所在地

法人名

代表者職・氏名

事業所名

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

- 1 交付金額 金 円
(支払内訳)
(分割支払い内訳) 第1四半期 円
第2四半期 円
第3四半期 円
第4四半期 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、すみやかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。